

ご投資家の皆さまへ

明治安田アセットマネジメント株式会社

明治安田ウエリントン・世界イノベーション株式ファンド
信託終了（繰上償還）の予定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託 明治安田ウエリントン・世界イノベーション株式ファンド（以下「当ファンド」ということがあります。）は、2021年3月26日の設定以来、受益者の皆さまの資産運用の一助となるべく運用を行ってまいりましたが、当ファンドの受益権口数は、投資信託約款の解約事由となる受益権の総口数（10億口）を下回っています。現在の当ファンドの資産規模では効率的な運用の維持が困難な状況となることが予想されることから、今後、受益者の皆さまに十分なサービスを提供できなくなることが懸念されます。

そのため、弊社といたしましては、このまま運用を継続するよりも、ファンドの信託を終了し、お預かりした運用資産をお返しすることが、受益者の皆さまにとって有利と判断いたしました。

したがって、投資信託約款の規定に基づき、書面決議による信託終了（繰上償還）を予定しておりますのでお知らせいたします。

何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）対象ファンド

追加型証券投資信託

明治安田ウエリントン・世界イノベーション株式ファンド

2. 日程について

① 受益者の確定日	: 2024年1月25日 (2024年1月23日までに申込みをされた受益者に限る)
② 書面による議決権行使の期限	: 2024年2月20日まで (必着)
③ 書面による決議の日	: 2024年2月21日
④ 信託終了（繰上償還）日	: 2024年3月19日 (予定)

※解約申込は2024年3月15日まで通常通り受け付けます。

※解約申込日がニューヨークの証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合には、申込みの受付を行いませんのでご注意ください。

※販売会社によっては申込受付最終日より前に、解約申込の受付を中止する場合があります。詳しくは販売会社へお問合せください。

本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の三分の二以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。

ただし、上記による賛成が得られず、議案が否決された場合は、信託終了（繰上償還）を行いません。

この場合、信託終了（繰上償還）を行わない旨およびその理由を速やかにお知らせいたします。

なお、信託終了（繰上償還）の決定（2024年2月21日予定）につきましては、弊社ホームページ上にてご確認いただけます。

ご不明な点がございましたら、お取扱いの販売会社または下記へお問合せください。

明治安田アセットマネジメント株式会社
フリーダイヤル：0120-565787（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

以上

お申込の際は、上記の内容につきまして、ご注意くださいようお願い申し上げます。